

⇩ 決算締め日

Q : 当社(3月決算)では決算の締め日を勘定科目ごとに定め、売上勘定は3月20日に締め切り、同日に実地棚卸をし、仕入勘定は3月31日に締め切りたいと考えております。このような会計処理は認められるでしょうか?

A : 貴社の会計処理は認められないものと思われます。

【解説】

法人税法では、各事業年度に係る収入及び支出の計算の基礎となる決算締め日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認めることとしています。

しかしながら、ご質問の売上と仕入の締め日及び実地棚卸の実施日をそれぞれ異なる日としてよいかどうかですが、この取扱いはあくまでも事務手続の簡素化の見地からこれを認めたものと考えられていますので、売上と売上原価とを対応させるのに非常に煩雑な手続が必要であり、貴社のような経理方法によらざるを得ないという特別な事情がある場合は、その経理方法が認められる余地があると思われますが、通常そのようなことは想定されませんし、一般の会計処理においても売上と売上原価とは対応させることとされていますので、そのような処理は認められないものと思われます。

なお、その他の科目については、商慣習その他相当の理由があると認められる場合には、個々の科目ごとに決算締め切りを行っても継続処理を要件に認められるものと思われます。

